

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人唐津観光協会（以下「この法人」という。）定款第12条の規定に基づき、会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の目的に賛同する法人、団体又は個人は、理事会の承認を得て会員となることができる。

2 前項の規程により会員として認められたときは、その法人、団体又は個人より代表者に代えて議決権者を定めることができる。

3 前項の規程により議決権者として登録された者が議決権を持ち、役員候補者、推薦者となる。定款第22条第1項に基づき、議決権者がやむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

(入会手続)

第3条 新たに会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(理事会の承認)

第4条 会長は新たに会員になろうとする者から提出された入会申込書について、受理した理由を理事会に報告し、理事会の承認を受けるものとする。

(会費)

第5条 会員は、毎年年会費を納入する義務を負う。

2 年会費は下記のとおりとする。

1口 20,000円

(任意退会)

第6条 会員はいつでも会長が別に定める退会届を本協会に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の会費を2年以上納入しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 当該会員が、成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。(平成24年12月25日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年3月1日より施行する。(令和2年2月20日理事会議決)